

通院費の支給を一日も早く



4月17日、「熊本市生活と健康を守る会（右田捷明会長）」は、生活保護を受けている女性に対し、通院費の早急な支給を求める要請を熊本市に対し行い、市議団も参加しました。

この女性は、整形外科などへの通院費を市に請求したところ、熊

本市は不支給を決定。この決定について、不服審査請求を行った結果、熊本県は「市の不支給との決定は不適切であり、決定を取り消す」旨の決裁を下しました。今回の請求は県の決裁に基づき、早急に通院費を支給するよう求めたものです。

中央区福祉事務所「県の決裁を受け入れ、急いで支給する」

対応した中央区福祉事務所からは「県の裁決を受け入れ、早急に支給したい」との回答が寄せられました。

厚生労働省 不適切な通院費不支給がないよう通知

厚生労働省は、2010年3月、「一部自治体において、画一的な取り扱いによって、認められるべき必要な通院費が支給されない事実等が見受けられた」とし、自治体に対して、通院費の支給基準や周知の徹底を促す通知を出しています。

通知では、「療養に必要な最小限度の日数、合理的な交通手段を使うこと」などの規定が定められ、給付の対象として「**医療機関に電車・バス等で受診し、交通費が必要な場合**」「**傷病や障害等の状態により、電車・バスなどの利用ができない場合の交通費（タクシーなど）が必要な場合**」等が挙げられています。

通院費～わずかな支給実績 周知の徹底を！

右の表は、熊本市における生活保護受給者への通院費の支給実績です。

厚労省の通知では、常識的な範囲内における電車・バス等での通院費は支給対象となっています。しかし、生活保護受給世帯が1万を超え、また自動車を持たない方が多い中で、ごくわずかな方しか通院費が支給されていません。

周知が徹底されておらず、本来認められるべき通院費が支給されていないケースが多くあることが予想されます。

通院移送費の支給実績

年度	実人数(人)
2008年	27
2009年	48
2010年	55
2011年	72
2012年	85

「通院費が支給できること」「2008年4月からこれまでの分で支給されていない通院費があれば、遡って支給されること」など周知徹底が必要です。

（控室から）
趣味を豊かに 益田牧子

リタイアした夫は、年金の少なさをボヤキながらも年金者組合の書道教室に月2回通い始めました。空いている子ども部屋に籠り、練習に余念がありません。先生や仲間の声援に励まされて、やる気を出しているのではないかと思います。作品は、立派な額縁に入れば、不思議なもので見栄えがします。この4月からは、ふれあい文化センターの絵画教室にも参加しています。（私は、「料理教室」に参加し、おいしい料理を作って欲しかったのですが・・・）認知症にならないためには、芸術・感情の脳である右脳を使い、「よく学べ」の前に、「良く遊べ、良く遊べ」と聞いたことがあります。趣味を生かし、「芸術の脳」を刺激し、ついでに、タバコを止めて、元気に「世直し」と「趣味」「孫育て」を楽しんで貰いたいものと思います。

私の少ない趣味のひとつは、映画鑑賞。この欄で紹介した「王になった男」は、すぐに終わり、申し訳ありませんでした。次に見たい映画は「リンカーン」。当面は、「特別委員会」が、毎週のように開催され、私の仕事（趣味）は、もっぱら、「産文会館再開」と「世直し」です。（5月の特別委員会は、1日、8日の午後1時からです。傍聴下さい！）

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

ますだ牧子 上野みえこ なすまどか

熊本市中央区手取本町1-1 議会棟 ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

NO. 846

2013年4月28日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

「市民アンケート」へのご協力ありがとうございます。

～さっそくお寄せいただいた声を紹介します。

引き続き皆さんの声をどうぞお寄せください～
(産業文化会館取り壊し・3000 人収容大会議場建設など)

- *花畑再開発頓挫の反省が市長には全くない。人の頭に立つ資格など全くない。桜町再開発はあくまで私企業が儲けのために進めている事業。市が先んじて手を貸すこと自体あってはならない。
- *大会議場を建設しても、利用者がたくさん来ることは見込まれない。作っても、開店休業が多く、維持費が大赤字で良いことは何もない。(85 歳、男性)
- *桜町の大会議場が計画されているが、まずは産業文化会館の再利用が先である。市は政令市に頭がいており、考えを改め、もう少し、市民目線を重視されたい。(72 歳、男性)
- *使用可能な物は、大切に使用するべきである。(男性、60 歳)
(中心商店街の活性化に必要なこと)
- *郊外の大型ショッピングセンターが多すぎる。規制緩和の小泉純一郎の罪は大きい。(76 歳、男性)
- *駐輪場無料化を。時間を気にせず楽しめるように。(男性、57 歳)
- *きめ細かいバス路線の見直しをし、公共交通機関で中心商店街へ出かけ易くする。
- *サンロードは通行人が減少している傾向である。通りが広いので、真ん中にテーブル・椅子などのあるスペースを提供し、金をかけずに、出来るミニイベント場など(ミニ発表会、展示場など)庶民のスペースはどうでしょうか。(女性)
- *フランチャイズの店が増加する現在、地域住民に応じた店づくりを研究すべきだと思います。(男性、61 歳)
- *まちの賑わいの源には、単に購買意欲を満たすだけでなく、知的・文化的欲求や好奇心に常時応えられるような専門集団の育成・教育が重要な行政の課題として位置付けられる必要性がある。産業文化会館の再開と意欲的な活用と利用は特別の意味を持つ。

(生活相談から)

市議会議員 益田牧子

「保証人がいないので、県営住宅には入れません」

地域のネットワークで解決、県営住宅条例の改正を!

知り合いのケアマネージャーさんから、「介護を受けている高齢者と息子さんの世帯が県営住宅に当たったけれど、保証人がいなくて入居できません」と相談がありました。生活保護を受けておられるため、福祉事務所に相談。しかし、県の住宅課は「条例に決められており、保証人がないと入れません」の一点張り。地域のネットワークを活かし、ご近所の民生委員の方に「保証人」になって頂き、この世帯は、無事引っ越しをすることが出来ました。

松岡徹県議が「熊本県営住宅条例」の改正を質問

ケアマネージャーの案内で、松岡徹日本共産党県会議員と一緒に、高齢者宅を訪問しました。布団は敷きっぱなし、雨漏りもあり、文化的な生活には程遠い状況でした。1 日も早く引っ越すことが必要と実感。松岡徹県議は、開催中だった 3 月議会で、「県の住宅条例の改正」を強く要望しました。13 年度は建設委員会所属とのこと。1 日も早く、条例改正をし、「保証人」がいない、今回のケースのような方々に温かい手を差し伸べてもらいたいものです。

熊本県を除く、九州各県では、

「保証人が要らない」例外規定を住宅条例に明記

国は、2006 年 3 月、通達を出し、「公営住宅への入居が決定した生活保護の被保護者の努力にもかかわらず、保証人が見つからない場合等には、事業主体の判断により、公営住宅への入居に際しては、必ずしも保証人を要しない等とすることが出来る」としています。

熊本県以外の九州各県の条例では、「住宅入居の手続き」を通達に沿い、保証人の要らない例外規定を設けています。因みに、熊本市住宅管理条例では、第 12 条 3 項で、例外規定を設けています。